

務	00	01	10年
(令和15年3月末まで保存)			
(令和15年3月末まで有効)			

警 務 第 3 0 6 号  
令 和 4 年 1 2 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

#### 審査基準等の公表について

行政手続法（平成5年法律第88号）及び青森県行政手続条例（平成7年7月青森県条例第17号）に基づく審査基準、標準処理期間及び処分基準（以下「審査基準等」という。）の公表については、「審査基準等の公表について」（平成31年3月14日付け警務第479号。以下「旧通達」という。）により、関係所属に審査基準等台帳を備え付けて運用してきたところであるが、この度、県民の利便性向上、業務の合理化・効率化等の観点から、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

#### 記

##### 1 公表方法

審査基準等は、青森県警察ホームページ（以下「ホームページ」という。）に登載し、公表するものとする。

##### 2 青森県警察ワイドエリアネットワークシステムへの登載

審査基準等は、ホームページに登載するほか、青森県警察ワイドエリアネットワークシステム（以下「WANシステム」という。）に登載するものとする。

##### 3 審査基準等に関する問合せへの対応

- (1) 県民等から審査基準等の閲覧に関する問合せがあった場合は、ホームページにおいて公表している旨を教示すること。
- (2) 県民等が直接警察施設に来庁し、審査基準等の閲覧を希望した場合は、ホームページにおいて公表している旨を教示し、又は当該審査基準等をホームページ若しくはWANシステムから印字するなどして閲覧させること。
- (3) 県民等から審査基準等の内容に関する問合せがあった場合は、当該問合せに係る審査基準等を所掌する所属において誠実に対応すること。

#### 4 留意事項

- (1) 審査基準等の改正、追加又は廃止した所属の長は、速やかにその内容を警務部警務課長に連絡すること。
- (2) 審査基準等の改正、追加又は廃止によるホームページ掲載情報の変更依頼、WANシステム掲載情報の変更その他の審査基準等の公表に関する事務は、警務部警務課において行うものとする。

#### 5 その他

審査基準等を所掌する所属及び各警察署に備え付けている審査基準等台帳については、本通達の発出に伴い廃止とするので、青森県警察公文書管理規程（平成26年3月青森県警察本部訓令第5号）の規定に基づき、適切に廃棄すること。

担当：警務課企画係